

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	7-1
法令名	社会福祉法	根拠条項	31-1		
許認可等	社会福祉法人の定款の認可				
<p>(根拠規定)</p> <p>[社会福祉法第31条第1項]</p> <p>社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。</p> <p>(1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 役員に関する事項 (6) 会議に関する事項 (7) 資産に関する事項 (8) 会計に関する事項 (9) 評議員会を置く場合には、これに関する事項 (10) 公益事業を行う場合には、その種類 (11) 収益事業を行う場合には、その種類 (12) 解散に関する事項 (13) 定数の変更に関する事項 (14) 公告の方法</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>[社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長他連名通知)]</p> <p>[社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長他連名通知)]</p> <p>(その他)</p>					